

最高裁秘書第774号

令和7年3月17日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司 様

最高裁判所事務総長

司法行政文書不開示通知書

令和7年2月11日付け（同月13日受付、第060457号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

民事・家事分野の裁判手続における文字の取扱い等に関する最高裁と日弁連との間の確認内容が書いてある文書（令和6年7月6日以降の文書）

2 開示しないこととした理由

1の文書は、廃棄済みである。

（注）この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（本通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所事務総局秘書課に対して苦情の申出をすることができます。

（担当）秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）